

東北地方太平洋沖地震等に伴う住民票の写し等の交付に係る本人確認について

平成23年3月22日
総務省自治行政局

(課題)

東北地方太平洋沖地震等により、被災した住民が身分証明書等本人確認書類を滅失した場合、住民票の写し等の交付請求時に本人であることを確認できる書類がない。



(対応)

住民票の写しの交付等に係る省令や事務処理要領に基づき、以下の場合には住民票の写し等を交付

- 同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日、世帯の構成員が一人である場合はその旨、戸籍の表示等）その他の本人のみが了知していると考えられる事項について口頭で陳述させ、請求者が本人であることを確認できる場合
- 住所地市区町村の職員が請求者と面識があり、請求者が本人であることを確認できる場合

※ いずれも本人確認を行った担当者の氏名等や口頭陳述内容等について記録